

川崎北基署発 0809 第 1 号
令和元年 8 月 9 日

(公社) 神奈川労務安全衛生協会
川崎北支部長 西村 文成 殿

川崎北労働基準監督署長



スレート屋根の踏み抜きによる墜落災害の防止について

日頃より、労働基準行政の推進に格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年の神奈川県内の建設業における労働災害による死亡者数は、7月末日現在、5人で、2年ぶりに二けたの10人となった前年と同程度の数で推移しており、予断の許されない状況が続いています。

死亡災害5件のうち4件は、事故の型が「墜落・転落」であり、引き続き墜落・転落災害防止対策の徹底が重要になっています。

また、4件の墜落・転落災害のうち1件は、スレート屋根の踏み抜きによる墜落（以下、「踏み抜き」という。）です。神奈川県内では、踏み抜きによる死亡災害は一昨年、昨年に続き3年連続しての発生となりました。また、建設業における踏み抜きによる休業4日以上死傷者数は、平成28年6人、平成29年5人、平成30年3人です。その他工場や倉庫において自社の労働者が踏み抜きにより被災した事例も複数発生しています。踏み抜き災害は、死亡や障害が残るなど重篤な結果に至ることが多くなっています。

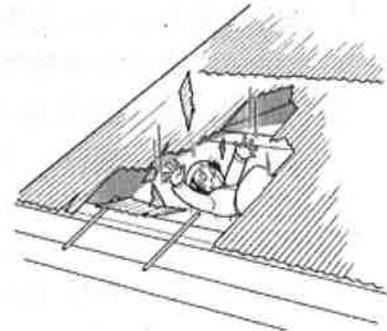
今般、踏み抜き災害を防止するため、別紙のとおり、工事の発注時に発注者が「注意する事項と配慮する事項」と建設業の施工者が「注意すべき事項」等をまとめましたので、これらを参考にして踏み抜き災害を発生させないよう会員事業場に注意喚起いただきますよう、お願いします。

スレート屋根の踏み抜き災害をなくしましょう

1 災 害 事 例

【災害発生日】平成 29 年 7 月

【災害内容】 工場のスレート屋根を補修する作業を行っていた労働者が、休憩を終えて作業箇所へ移動していたところ、スレートを踏み抜いて約 4 メートル下のコンクリートの床に墜落し死亡したものの。



【災害発生日】平成 30 年 10 月

【災害内容】 工場のスレート屋根の明かり取り部を交換する作業を行っていた労働者が、スレート屋根を踏み抜いて高さ 5.2 メートル下のコンクリート床に墜落し死亡したものの。

【災害発生日】平成 31 年 7 月

【災害内容】 工場のスレート屋根に設置されたルーフファン（煙突）を塗装する作業を行っていた労働者が、スレート屋根を踏み抜いて高さ約 14 メートル下のコンクリート床に墜落し死亡したものの。

【災害発生日】平成 28 年 4 月

【災害内容】 入荷場の屋根のごみを取るため、労働者が屋根上に乗ったところ、屋根を踏み抜いて高さ約 5 メートル下の床に墜落し、第一腰椎圧迫骨折を負ったものの。

2 関 係 法 令

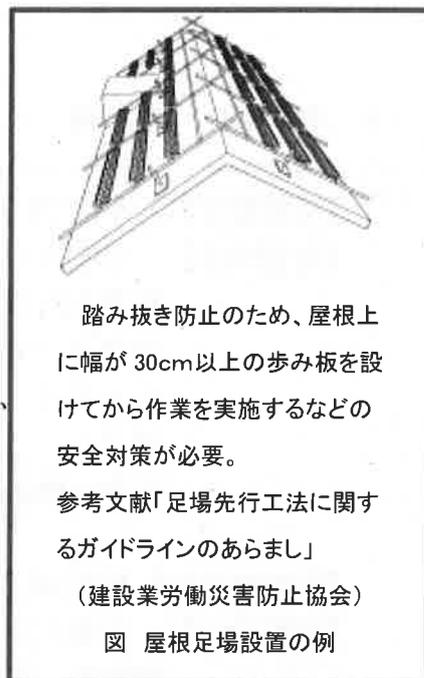
労働安全衛生規則第 524 条 （スレート等の屋根上の危険の防止）

事業者は、スレート、木毛版等の材料でふかれた屋根の上で作業を行う場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が 30 cm 以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

3 スレート屋根等の墜落災害を防止するための取組事項

(1) 工事の発注時に「注意する事項と配慮する事項」

- ① 建設業者に対し、築年数、石綿含有の危険性、屋根劣化による強度低下の危険性等を事前に説明するほか、過去の修繕作業で屋根からの墜落災害等が発生していた場合には、これらの災害内容も併せて事前に説明するようにしてください。
- ② 屋根工事の安全施工に十分な能力と実績がある業者なのか確認してください。
- ③ 工事契約に当たっては、金額単価のみで業者選定を行うことなく、本契約前に必ず建設業者から、工事の安全な施工方法について説明を求め、法令を遵守した作業内容と適切な墜落防止対策が確実に行われることを確認してから契約を締結するようにしてください。
- ④ 作業の安全性を阻害するような工期や請負金額等の設定を行わないようにしてください。



(2) 建設業の施工者が「注意すべき事項」

- ① 作業現場の事前調査を実施し、安全な施工方法により工事が完工できるようリスクアセスメントを確実に実施してください。
- ② スレート屋根からの踏み抜き等による墜落災害を防止するため、**足場や歩み板の設置、墜落制止用器具(安全带)を掛ける設備**を事前準備し、安全な作業手順を作業者に周知してください。
- ③ 作業開始前に労働者の健康状態を確認し、作業当日の作業内容に即したKY等を実施してから作業を開始してください。
- ④ 労働者は、保護帽(墜落時保護用)を着用し、墜落のおそれのある箇所では必ず墜落制止用器具を使用させてください。
- ⑤ 送り出し教育と新規入場者教育を確実に実施してください。
- ⑥ 傾斜屋根の端等には、足場の建地を屋根の軒先より90cm程度突き出し、その建地に手すりの中さんを設け、手すりの下からの墜落防止対策にも配慮してください。
- ⑦ 天窗からの墜落を防止するためにズレ止めを施した覆い蓋や手すり等を設置してください。

